

株式会社 ALTWELLCARE
ちょうふ自立応援団
狛江市介護予防・日常生活支援総合事業
第 1 号訪問事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 株式会社 ALTWELLCARE が開設するちょうふ自立応援団（以下「事業所」という。）が行う狛江市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業（国基準訪問型サービス及び訪問型サービス A。以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援者及び事業対象者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、生活機能の維持又は向上を目指して、必要な日常生活上の支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、狛江市、介護予防支援事業者等、地域包括支援センター、保健・医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ちょうふ自立応援団
- 二 所在地 東京都調布市布田 1 丁目 4 3 番地 2 グレイスメゾン谷中 N-203

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、狛江市が定める第 1 号訪問事業の人員基準を満たすものとし、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 国基準訪問型サービス

- （1）サービス提供責任者 指定基準に定める必要数以上

介護福祉士等、サービス提供責任者の資格要件を満たす者を、指定基準に定める必要数以上配置する。

- （2）訪問介護員等 常勤換算 2.5 名以上（サービス提供責任者を含む。）

- 三 訪問型サービス A

- （1）訪問事業責任者 利用者の数に応じて必要と認められる数

介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又は狛江市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事する者をもって充てる。

(2) 従事者 事業を適切に行うために必要と認められる数

従事者は、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又は狛江市長が指定する研修受講者とする。

四 事務職員 1名(非常勤1名)

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- 四 サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする。

(事業の内容)

第6条 事業所が行う事業は、次のとおりとする。

一 国基準訪問型サービス(サービスコードA2)

国の基準に相当する訪問型サービスとして、介護予防ケアプラン等に基づき、利用者の居宅において必要な身体介護及び生活援助等を行う。

二 訪問型サービスA(サービスコードA3)

狛江市が定める緩和した基準による訪問型サービスとして、利用者の居宅において、介護予防及び自立した日常生活の支援に必要なサービスを行う。

(利用料その他の費用)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、狛江市が定める額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、第1号事業支給費の額から事業者を支払われる額を控除して得た額を利用者から受領する。

2 通常の事業の実施地域を越えてサービスを行う場合に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、事業所から通常の実施地域を越えて1kmにつき100円を徴収する。

3 前項その他利用者から費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、調布市・狛江市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービス提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（相談・苦情への対応）

第10条 事業所は、利用者又はその家族からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するため、必要な窓口その他の措置を設ける。

2 相談及び苦情の内容並びに対応の経過について記録する。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、狛江市、利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施及び担当者の設置その他必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においてもサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

2 感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じる。

（秘密保持等）

第15条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ書面により同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、採用時研修及び継続研修の機会を設ける。

一 採用時研修 採用後3カ月以内

二 継続研修 年6回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 ALTWELLCARE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年11月1日から施行する。